

軽米町ゼロカーボン推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 地球温暖化防止及び低炭素社会を達成するため、電気自動車の購入及び家庭用太陽光発電設備の導入に係る経費に対し、軽米町補助金交付規則（昭和44年軽米町規則第20号）及び軽米町ゼロカーボン推進事業費補助金（以下「補助金」という。）交付要綱により予算の範囲内で補助金を交付する。

(交付対象者)

第2条 交付対象者は軽米町に住所を有する個人または個人事業主、法人であって、町税等に滞納がないものとする。

(交付対象事業、交付額)

第3条 交付対象事業は次に掲げるものとする。

事業名	事業内容	交付額
電気自動車導入事業	電気自動車の購入	1台につき10万円
自家消費太陽光発電設備整備事業	太陽光発電設備の設置	出力1kWあたり2万円(上限10万円)

(交付要件)

第4条 交付要件は次に掲げるものとする。

(1)電気自動車導入事業

- ① 対象となる車両は、一般社団法人性世代自動車振興センター（以下「センター」という。）が実施する「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金業務実施細則」別表1に定める電気自動車であること。
- ② 町内の販売店から購入した未使用の国産車であること。
- ③ 使用の本拠の位置が軽米町で、初度登録または届出が当該年度内であること。

(2)自家消費太陽光発電設備整備事業

- ① 町内の事業者と工事請負契約等を締結し設置された未使用の設備であること。
- ② 当該年度内の設置であること。
- ③ 最大出力が10kW未満であること。余剰電力の売電ができるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者は、電気自動車導入事業においては、初度登録または届出日、自家消費太陽光発電設備整備事業においては設置または引き渡しを受けた日から当該年度の期末までに補助金交付申請書（様式第1号）および実績報告書・決算書（様式第2号）に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 年度内における申請は、1世帯（団体または法人の場合は1団体あたり）1件とする。

(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定に基づく申請があったときは、先着順に当該申請に係る審査を行い、補助金を交付すべきと認めた時は、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

2 町長は、補助金の交付決定をしたときは、補助金交付決定通知書（様式第3号）により、交付しない旨の決定をした場合においては補助金不採択通知書（様式第

4号により申請者に対し通知するものとする。

(事業完了)

第7条 交付対象者は、申請及び交付決定通知を受けた年度内に補助金請求書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定に基づく請求があった場合は、それを審査し、交付すべきと認めたときは、補助金を速やかに交付するものとする。

(財産の処分の制限)

第8条 交付対象者は、電気自動車導入事業においては、センターの実施するクリーンエネルギー自動車導入促進補助金業務実施細則別表6に規定する取得財産等の処分を制限する期間まで、自家消費太陽光発電設備整備事業においては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数期間まで町長の承認を受けずに取得財産を処分してはならない。

(交付決定の取消)

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) その他法令又はこの規程に違反したとき。

(補助金返還)

第10条 交付対象者は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合において、取消しに係る部分に関し、町長の命ずるところにより補助金を返還しなければならない。

2 前項の規定は、第8条の規定による財産の処分の制限についても準用する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月13日から施行する。